



発行 東京都

目次

告示

○平成二十九年東京都補正予算の公表……………一
……………(財務局主計部議案課)……………

○宅地建物取引業法による行政処分……………三
……………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………

○市街地再開発組合の設立認可……………三
……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………

告示(選)

○東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………三

○東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………三

○東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………三

公告

告示

●東京都告示第千五百九十九号

平成二十九年十月五日東京都議会の議決を得た平成二十九年度の東京都補正予算を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年十月二十日

東京都知事 小池 百合子

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………四
……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………
○東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例第三条に規定する区域の範囲の変更(二件)……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………五

○開発行為に関する工事完了(二件)……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………五

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………五

○東京都指定給水装置工事事業者の指定……………(水道局)……………六

○東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………(同)……………七

平成29年度東京都一般会計補正予算

予算総則

平成29年度東京都一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,445,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,960,445,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08 国庫支出金		385,357,767	6,445,000	391,802,767
	03 委託金	8,314,141	6,445,000	14,759,141
歳 入 合 計		6,954,000,000	6,445,000	6,960,445,000

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
02 総務費		187,749,000	6,445,000	194,194,000
	05 選挙費	4,934,000	6,445,000	11,379,000
歳 出 合 計		6,954,000,000	6,445,000	6,960,445,000

●東京都告示第千六百号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十日

東京都知事 小池百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社Dwellers Sens

(二) 代表者氏名 代表取締役 松家 佳未

(三) 主たる事務所の所在地 港区北青山三丁目六番二十一号青山岡田ビル八階

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九八三三四号

(五) 免許年月日 平成二十七年九月四日

二 処分年月日 平成二十九年十月三日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十九年十月二十三日から同年十一月二十一日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

一 被処分者

(一) 商号 株式会社ユニバーサル不動産

(二) 代表者氏名 代表取締役 野崎 満

(三) 主たる事務所の所在地 豊島区東池袋二丁目六十二番八号

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九五六九四号

(五) 免許年月日 平成二十五年八月二十三日

二 処分年月日 平成二十九年九月二十二日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十九年十月二十三日から同年十一月二十一日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

●東京都告示第千六百一号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条

第一項の規定に基づき東池袋四丁目2番街区地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年十月二十日

東京都知事 小池百合子

一 組合の名称

東池袋四丁目2番街区地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十九年十月二十日から平成三十四年十月三十一日まで

三 施行地区

豊島区東池袋四丁目地内

四 事務所の所在地

豊島区東池袋五丁目二十五番十一号

五 設立認可の年月日

平成二十九年十月二十日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
平成二十九年十一月十九日

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百七十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十九年十月二十日

東京都選挙管理委員会

二二六、〇四八

●東京都選挙管理委員会告示第百七十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十九年十月二十日

東京都選挙管理委員会

一、五二二、七九九

●東京都選挙管理委員会告示第百七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十九年十月二十日

東京都選挙管理委員会

選挙区名	数
千代田区選挙区	16,497
中央区選挙区	42,271
港区選挙区	66,475
新宿区選挙区	89,574
文京区選挙区	59,285
台東区選挙区	53,759
墨田区選挙区	74,766
江東区選挙区	135,556
品川区選挙区	108,773
目黒区選挙区	78,215
大田区選挙区	168,316
世田谷区選挙区	193,032
渋谷区選挙区	63,361
中野区選挙区	93,204
杉並区選挙区	147,093
豊島区選挙区	77,250

北区選挙区	96,119
荒川区選挙区	56,375
板橋区選挙区	144,571
練馬区選挙区	167,864
足立区選挙区	160,417
葛飾区選挙区	125,940
江戸川区選挙区	159,753
八王子市選挙区	145,157
立川市選挙区	50,851
武蔵野市選挙区	40,949
三鷹市選挙区	51,869
青梅市選挙区	38,293
府中市選挙区	71,263
昭島市選挙区	31,256
町田市選挙区	118,966
小金井市選挙区	33,566
小平市選挙区	52,327
日野市選挙区	51,091
西東京市選挙区	55,803
西多摩選挙区	70,222
南多摩選挙区	66,113
北多摩第一選挙区	85,412
北多摩第二選挙区	55,552
北多摩第三選挙区	87,744
北多摩第四選挙区	53,459
島部選挙区	7,364

公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があつたので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称
特定非営利活動法人アトピッ子地球の子ネットワーク
- 二 代表者の氏名
吉澤 淳
- 三 主たる事務所の所在地
東京都新宿区高田馬場一丁目三十四番十二号 竹内口
ーリエビル五〇三
- 一 名称
特定非営利活動法人環境リレーションズ研究所
- 二 代表者の氏名
伊東 敦子
- 三 主たる事務所の所在地
東京都千代田区神田小川町二丁目三番地十二
- 一 名称
特定非営利活動法人沖縄・球美の里
- 二 代表者の氏名

向井 雪子

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区高田馬場二丁目十九番七号 タックイレ

ブン高田馬場七〇二号室

四 その他の事務所の所在地

沖縄県島尻郡久米島町字山城七百九十九番地

東京都日影による中高層建築物の高さの制限

に関する条例第三条に規定する区域の範囲の

変更について

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条

例(昭和五十三年東京都条例第六十三号)第三条の規定に

基づき、同条例別表第三 九十八の項の区域欄に掲げる区

域のうち、町又は字の地内の区域について、その範囲を変

更したので、次のとおり公告する。

なお、関係図書は、一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更する区域 多摩市関戸一丁目及び関戸二丁目の

各地内

二 変更年月日

平成二十九年十月二十日

三 縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築

企画課(東京都庁第二本庁舎三階南

側)

変更について

東京都日影による中高層建築物の高さの制限

例(昭和五十三年東京都条例第六十三号)第三条の規定に
基づき、同条例別表第三 九十九の項の区域欄に掲げる区
域のうち、町又は字の地内の区域について、その範囲を変
更したので、次のとおり公告する。

なお、関係図書は、一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更する区域 多摩市関戸一丁目地内

二 変更年月日 平成二十九年十月二十日

三 縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築

企画課(東京都庁第二本庁舎三階南

側)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

平成二十九年十月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に

含まれる地域の名称

立川市一番町六丁目二十五番

六及び同番六地先

練馬区石神井町二丁目二十

六番十一号

一建設株式会社

代表取締役 堀口 忠美

昭島市上川原町三丁目二十三

番二、同番二地先、二十八番
五及び三十番一
昭島市宮沢町二丁目一番一
号
株式会社大栄ハウジング
代表取締役 大野 勝巳
立川市上砂町四丁目五十三番
東大和市清原四丁目八番地

十五、同番十七、五十四番五
及び同番六
株式会社リックス
代表取締役 渡邊 晃

東大和市芋窪一丁目二千六十

二番一
東大和市上北台一丁目四番
地の十七
株式会社クライスコーポレ
ーション
代表取締役 丸身 忠

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

平成二十九年十月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に

含まれる地域の名称

三鷹市大沢一丁目千二百六十

九番七、千二百七十一番三、
千二百七十二番一及び千二百
七十三番六
三鷹市深大寺二丁目一番四
号
三鷹市牟礼五丁目一番三号
丸栄建設株式会社
代表取締役 高橋 徹也

聖建設株式会社
代表取締役 生駒 英則

三鷹市岩戸南二丁目六百二十

八番一
杉並区阿佐谷南三丁目三十
五番二十一号
株式会社細田工務店
代表取締役 阿部 憲一

大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年十月二十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 アクロスモール八王子みなみ野
- 二 店舗所在地 八王子市みなみ野一丁目二番一号
- 三 設置者名 三菱UFJリース株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目五番一号
- 五 変更前の設置者の代表者名 白石 正
- 六 変更後の設置者の代表者名 柳井 隆博
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社マツモトキヨシほか十二名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社三日月百子ほか十三名
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社サミット・コロモ
- 十 変更前の小売業者の代表者名 田尻 一

十一 変更後の小売業者の代表者名 新田 孝一

十二 変更日 平成二十九年六月二十九日ほか

十三 届出日 平成二十九年九月二十日

十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間 平成二十九年十月二十日から平成三十年二月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定給水装置工事業者の指定について
水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事業者を次のとおり指定した。

平成二十九年十月二十日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

- | 指定番号 | 商号 | 代表者 | 住所 | 指定年月日 |
|------|--------------|-------|-------------------|-------------|
| 九五七三 | 株式会社アクシス | 井上 弘 | 板橋区板橋二丁目八番十二号 | 平成二十九年九月二十日 |
| 九五七四 | ニッカホーム関東株式会社 | 河合 晃司 | 世田谷区松原二丁目二番十六番十五号 | 同日 |
| 九五七五 | 株式会社世林 | 林 致寛 | 足立区本木一丁目八番 | 同日 |

九五七六 ヤマトテック株式会社 望月 哲 小金井市東町五丁目二十四番十二号

九五七七 小野設備 小野 祐市 世田谷区喜多見二丁目十番十六号

九五七八 合同会社 Y.MI ZU設備 山口 幸子 江戸川区篠崎町七丁目二十七番七一五〇三号

九五七九 M・Kプラン 小林 直人 葛飾区西水元三丁目三番十九号

九五八〇 株式会社ハウスブラミンタエンタープライズ 浦山巳貴男 埼玉県行田市富士見町一丁目九番地三

九五八一 株式会社真寿設備工業 佐藤 巖 大田区羽田六丁目三十番六号

九五八二 株式会社ファーストカンザイ 田村 秀彦 埼玉県新座市菅沢一丁目四百六十六番地七

九五八三 株式会社plan 2 矢野 康之 練馬区下石神井五丁目六番三十一号

九五八四 株式会社AQUAS 桑原正一郎 中野区沼袋三丁目二十六番地の十二

九五八五 カトウ設加藤 豊 府中市宮西 同日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001



この紙は、資源のすべ
 リサイクルできます。